

羽咋市持続化給付金について

～対象の方～

- ★事業収入が前年同月比で最大 30%以上 50%未満減少
(2020年1月から2020年6月の期間)
- 事業収入が前年同月比で最大 30%以上 50%未満減少
(2020年1月から2020年6月の期間)
- ★開業準備をしたが開業できず支出が続いている
- ★国の持続化給付金に該当しない
- ★開業準備をしたが開業できず支出が続いている
- ★国の持続化給付金に該当しない
- ★市税や公課に滞納がある場合は、事前に相談をお願いいたします。

【受付期間】 令和2年5月15日(金)～令和3年2月15日(月)

【申請方法】

1 申請に必要な書類の入手方法

- (1) 羽咋市のホームページ
- (2) 市役所2階 商工観光課

2 申請書の提出方法

(1) 郵送によるもの

令和3年2月15日(月)以前の消印があるものを有効とし、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法でお願いします。

【宛先】〒925-8501 羽咋市旭町ア200番地 羽咋市商工観光課

(2) 電送によるもの

申請書(押印)、誓約書、添付書類をデータ化し、下記に送信してください。
メールアドレス kyufu@city.hakui.lg.jp

(3) 持参によるもの

市役所2階 商工観光課で受付いたします

【お問合せ先】 羽咋市商工観光課

電話 0767-22-1118

Fax 0767-22-7195

裏面に申請方法

羽咋市持続化給付金の申請フロー

【1 はじめに用意するもの】

- (1) 2019年の確定申告書の写し（法人の場合、該当月の直前の事業年度）
税務署などの受付印のあるもの。
※受付印のない場合は、所得証明書（法人は納税証明書）を用意。
- (2) 2020年1月から申請月前月までの月間事業収入のわかるもの
※経理ソフト・エクセル・手書きの経理台帳など
- (3) 運転免許証や保険証など、申請者が確認できるものの写し
- (4) 営業に係る必要な許可等の写し
- (5) 申請者名義の振込先通帳の写し（口座番号等口座情報が記載された箇所）

【2 申請書の記入方法】

1 記入欄①の記入方法

- (1) 2019年1月から6月までの月毎の事業収入と、2020年1月から6月までの期間で、申請月前月までの事業収入のわかるものを用意。
- (2) 2020年1月から6月の各月÷前年同月=0.5を超え0.7以下の間の月がひと月でもあり、0.5以下の月がないことを確認。
※0.5以下の月がある場合は、国の持続化給付金をご活用ください。
- (3) (2)で該当する場合、①に対象月（最も減少率の高い1月）と対象月の事業収入を記入。

2 記入欄②の記入方法

前年の1月～6月の総事業収入を②に記入。

※前年の1月以降に法人を設立した場合や、り災等により前年の総事業収入が通常通りでない場合はご相談ください。

3 記入欄③の記入方法

①の事業収入に6を乗じた金額を記入

20万円を超えた場合は20万円。20万円以下の場合、端数1万円未満を切り捨てて⑤の申請額を記入

4 給付金の計算

②（ ）円－③（ ）円＝④給付金（ ）円

その他必要事項を記載の上押印したうえ、いずれかの方法で提出

- 1 郵送：〒925-8501 羽咋市旭町ア 200 番地 羽咋市商工観光課 宛
- 2 メール kyufu@city.hakui.lg.jp
- 3 窓口：市役所 2階 商工観光課